

R6.8.22 令和 6 年度 羽咋市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議 資料

○羽咋市会議公開に関する要綱

平成15年 3 月31日告示第25号

羽咋市会議公開に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、羽咋市まちづくり基本条例（平成14年羽咋市条例第37号）第18条に規定する市の執行機関に置く附属機関等の会議（以下「会議」という。）の公開基準に関し必要な事項を定め、会議運営の公正の確保及び透明性の向上を図り、市民参加及び開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(会議の公開基準)

第 2 条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、法令又は条例等の規定により非公開とされている場合は非公開とするものとし、会議の内容が次の各号の一に該当する場合は、当該会議を非公開とすることができるものとする。

- (1) 法令等の規定により保護することとされている秘密に属する事項
- (2) 公開することにより、個人の基本的人権を侵害することになる事項又は不当な不利益を及ぼすおそれがある事項
- (3) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は個人が営む事業に関する事項で、公開することにより、事業活動上の信用等を損ない、当該法人等又は当該個人の事業活動における正当な利益を害すると認められる事項
- (4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関相互間における事業に関する事項で、公開することにより、当該事業の目的が著しく損なわれる事項又は特定の者に不当な利益若しくは不利益を及ぼすおそれがある事項
- (5) その他公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる事項

(会議の非公開の措置)

第 3 条 執行機関の長は、前条の規定に基づき、当該附属機関の会議に諮り、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 執行機関の長は、前条の規定により、当該会議の全部又は一部を非公開とする決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の開催の公表)

第4条 附属機関は、当該附属機関が会議を開催するときは、あらかじめ、会議の日時、場所、案件、公開の可否、傍聴者の定員及び傍聴手続きを公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

2 会議の開催の公表は、市広報紙、市ホームページ及び市掲示場等へ掲載することによって行うものとする。

(公開の方法)

第5条 会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望者に傍聴を認めること及び会議資料を提供することにより行うものとする。

(結果の公表)

第6条 附属機関は、公開した会議の会議録及び会議資料を市民の閲覧に供すること等により、会議の結果を公表するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。